

世帯主氏名

申請日 令和 年 月 日

住所

津島市物価高騰支援給付金(令和6年度住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯及び子ども加算)支給要件確認書

津島市物価高騰支援給付金(令和6年度住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯及び子ども加算)支給要件確認書について、令和6年度の住民税の課税状況及び18歳以下の扶養されている児童の人数に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。申請します。

支給方法 口座振込
支給日 津島市が確認書を受理した日から3~4週間程度
支給口座
支給額

■世帯主の方が記入して下さい。

確認欄(以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)にレを入れてください)

- ① A. B. のいずれかに該当します。
 A.世帯の全員が、令和6年度個人住民税均等割が課されていません。
 B.世帯の全員が、令和6年度個人住民税所得割が課されず、うち少なくとも一人が個人住民税均等割のみ課税に該当します。
- ② 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
- ③ 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ④ 世帯の中租税条約による住民税の免除を受けている者はいません。
- ⑤ 他自治体から今回の給付金の支給を受けていません。
- ⑥ 既にR5非課税給付の対象となった世帯又はR5均等割のみ課税給付の対象となった世帯ではありません。

※①から⑥の全てにチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

(いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。)

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり市区町村が定める期限までに必要な修正が行われない場合、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。【私の世帯は給付金を受給しません □】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名		申請日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
-------	--	-----	----	---	---	---	---------	--

以下いずれか1つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ① 世帯主(申請者)名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※ マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。
- ② 下記の現に使用している世帯主(申請者)名義の口座へ振り込みを希望します。(通帳等の写しは不要)
 水道料引落口座 住民税等の引落口座 児童手当等の受給口座 (希望する場合はいずれか1つをチェック)
※ この口座への振り込みを希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。
- ③ 下記の口座への振り込みを希望します。(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座は記入しないでください)

【受取口座記入欄】※③を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付して下さい。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入下さい)	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 0 ※		

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、津島市緊急支援給付金コールセンター(0567-22-5520・5521)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、裏面の代理確認(受給)に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
上記の者を代理人と認め、 臨時特別給付金の 確認・請求 受給 確認・請求及び受給			を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	署名 世帯主氏名

【対象の児童】

No	氏名	性別	生年月日	同居/別居	住所(申請・請求者と別居の場合記入)

振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

- ③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。
※①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

本人(代理人)確認書類

- ※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し(いずれか1つ)
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

③に記入した口座への振込を希望される場合
又は 代理人が確認(受給)する場合 には提出して下さい

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に
公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件
ではありません。 「公金受取口座」の概要及び登録はこちら



(公金受取口座制度とは)
国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度で
す。今後の各種の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付
等が不要になります。